

## 特記仕様書

### 1 設置条件

- (1) 自動販売機の設置場所は、「令和3年度 仙台市地下鉄東西線等 自動販売機設置事業者 募集要領（令和3年度第2回募集）」（以下、「募集要領」という。）内「設置場所詳細図」のとおりとする。ただし、駅構内の工事等のため自動販売機の一時移設が必要となる時は、設置事業者は、交通局が指定する位置に当該自動販売機を一時移設しなければならない。
- (2) 自動販売機の寸法は、募集要領内「自動販売機募集物件一覧」の「標準寸法」以下とする。ただし、現地のスペースに余裕があり、交通局の承認を得た場合のみ、寸法を超過することができる。
- (3) 一つの場所を複数の設置事業者が使用する場所においては、配置、大きさ、共用設備及び清掃に関し関係事業者間で調整すること。
- (4) 既設の電気設備の改修を希望する場合は、交通局の承認を得たうえで、設置事業者の負担において行うこと。
- (5) 設置事業者が設置した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理とする。
- (6) 設置工事にあたり、自動販売機本体の搬出入は地下鉄利用者を優先のうえ、終日可能とするが、天井裏配線、音及び臭いを伴う作業については、駅の営業時間外とする。
- (7) 屋外に設置する際は、年1回程度、自動販売機背面の落ち葉等の清掃を行うこと。
- (8) 契約終了の際は、設置事業者の費用で自動販売機の区画を原状回復すること。（壁や床の穴及びアンカー打設等の修繕を含む。）  
アンカー打設の原状回復については、アンカーを切断または引き抜き（引き抜いた穴は充填）の上、表面に出っ張りがあれば平滑に処理する。凹みや欠けがある場合、お客様が躊躇する恐れがあればパテ等で補修するが、その恐れがない程度であれば特段の処理は不要とする。補修する場合の素材及び色彩は任意とする。

### 2 営業条件

- (1) Pグループは証明写真を主たる商品として取り扱うものとする。
- (2) 酒類を取り扱うことはできない。また、給排水設備を必要とする飲料品及び食品を取り扱うことはできない。
- (3) 自動販売機の清掃や塵芥処理は、設置事業者が責任をもって行うこと。
- (4) 各駅に搬出入用の駐車スペースは無いので注意すること。

- (5) 鉄道事業を優先とし、交通局が行う安全輸送の確保、駅施設等の更新及び維持管理等の工事、並びに停電作業に協力すること。
- (6) 駅構内への売店の出店、リニューアルや自動販売機の増設等により営業環境が変化する場合があることに留意すること
- (7) 自動販売機の広告パネルへは販売商品の紹介のみ掲出できるものとする。
- (8) 電子マネー決済による販売は可とする。
- (9) 貸付料算定のため毎月の売上額については、翌月 10 日までに交通局に報告すること。また、毎月の売上報告のほか、別途売上詳細データの提出を求めることがある。